



第88回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

日 時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時30分（受付開始 午前10時）

場 所

東京都千代田区丸の内一丁目4番6号
日本工業倶楽部4階 第4会議室

橋本総業ホールディングス株式会社

証券コード:7570

目 次

株主の皆様へ	1
第88回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	
第1号議案 取締役12名選任の件	6
第2号議案 監査役1名選任の件	15
事業報告	16
連結計算書類	36
計算書類	38
監査報告	40
会場ご案内図	末尾

株主の皆様へ



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社の第88回定時株主総会を6月27日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主の皆様におかれましては、本年もぜひ議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

2025年6月

代表取締役社長 橋本 政昭

経営理念

設備商品の「流通」と「サービス」を通じて、快適な暮らしを実現する

■ 設備のベストコーディネーター

～施主様、工事業者様に、ベストな設備をご提案

■ 流通としてベストパートナー

～得意先様、仕入先様、当社グループで3位1体のベストなしくみの構築

■ 会社としてベストカンパニー

～株主様、社員、社会からベストと言われる会社作り

招集ご通知

株主各位

証券コード 7570
2025年6月11日

東京都中央区日本橋小伝馬町14番7号

橋本総業ホールディングス株式会社

代表取締役社長 **橋本 政昭**

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.hat-hd.co.jp/ir/news/soukai>



【三井住友信託銀行ウェブサイト（株主総会ポータル®）】

<https://www.soukai-portal.net>

QRコードは
議決権行使書
用紙にございます

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「橋本総業ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「7570」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使にあたっては、4～5ページの「議決権行使等についてのご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月27日（金曜日）午前10時30分（受付開始 午前10時）		
2 場 所	東京都千代田区丸の内一丁目4番6号 日本工業倶楽部 4 階 第 4 会議室		
3 目的事項	報告事項	1. 第88期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第88期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件	
	決議事項	第1号議案 取締役12名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件	

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 1. 会社の新株予約権等に関する事項
 2. 会計監査人の状況
 3. 会社の支配に関する基本方針
 4. 連結株主資本等変動計算書
 5. 連結注記表
 6. 株主資本等変動計算書
 7. 個別注記表したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

当社ウェブサイト (<https://www.hat-hd.co.jp/>)

議決権行使等についてのご案内



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時30分（受付開始：午前10時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで



議決権行使書のご記入方法

議 決 権 行 使 書		株主番号 ○○○○○○	議決権の数 XX 股															
〇〇〇〇	印中	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																
〇〇〇〇〇〇〇〇 ××××年 ×月××日																		
〇〇〇〇〇〇〇〇																		
1. _____ 2. _____ 3. _____ 4. _____																		

第1号議案について

全 員 賛 成 の 場 合 → 賛 に○印

一部候補者に反対の場合 → 賛 に○印をして、反対する候補者番号を隣の空欄に記入して下さい

全 員 反 対 の 場 合 → 否 に○印

第2号議案について

賛 成 の 場 合 → 賛 に○印

反 対 の 場 合 → 否 に○印

- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2025年6月26日(木)午後5時30分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 2025年6月20日(金)午後11時59分まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

株主総会参考書類

第 1 号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（13名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。
つきましては、取締役12名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位	
1	はし 橋 もと 本 まさ 政 あき 昭	代表取締役 社長	再 任
2	さか 阪 た 田 てい 貞 いち 一	代表取締役 副社長	再 任
3	た 田 どころ 所 ひろ 浩 ゆき 行	取締役 執行役員	再 任
4	さ 佐 やま 山 しゅう 秀 いち 一	取締役 執行役員	再 任
5	さ 佐 さ 々木 ち 地 へい 平	取締役 執行役員	再 任
6	まつ 松 なが 永 かず 和 お 夫	社外取締役	再 任
7	あい 相 きょう 京 しげ 重 のぶ 信	社外取締役	再 任 独立
8	よし 吉 だ 田 ゆう 友 か 佳	社外取締役	再 任 独立
9	みや 宮 がわ 川 ま 眞 き 喜 お 雄	社外取締役	再 任 独立
10	みや 宮 うち 内 ゆたか 豊	社外取締役	再 任 独立
11	さい 斎 とう 藤 ひろ 広 し 志	社外取締役	再 任 独立
12	は 芳 が 賀 ひとみ 日登美		新 任 独立

※吉田友佳氏の戸籍上の氏名は、金子友佳であります。



1 橋本 政昭

1950年8月15日生

再任

略歴ならびに当社における地位、担当

1976年 4月 住友金属工業株式会社入社
1978年 10月 当社入社
1980年 3月 当社取締役

1982年 2月 当社専務取締役
1985年 3月 当社取締役副社長
1990年 10月 当社代表取締役社長（現任）

■所有する当社の株式の数

561,928株

■取締役在任年数

45年

■当期における
取締役会への出席状況13/13回
(100%)

重要な兼職の状況

橋本総業株式会社代表取締役会長

取締役候補者とした理由

同氏は、当社入社以来、経営の中枢において、リーダーシップを積極的に発揮し、当社グループの業績はもとより、業界全体の発展に努めてまいりました。今後さらに当社グループの中長期的な企業価値を向上させていくために重要な役割を果たすものと確信し、引き続き取締役候補者としていたしました。



2 阪田 貞一

1950年10月4日生

再任

略歴ならびに当社における地位、担当

1976年 4月 新日本製鐵株式会社入社
1992年 4月 当社入社
1992年 7月 当社企画本部長、管理副本部長兼務
1993年 6月 当社取締役企画本部長
1995年 10月 当社取締役管理副本部長

1997年 6月 当社常務取締役管理本部長
2006年 6月 当社専務取締役管理本部長
2007年 4月 当社代表取締役専務取締役管理本部長
2014年 6月 当社代表取締役副社長（現任）

■所有する当社の株式の数

245,806株

■取締役在任年数

32年

■当期における
取締役会への出席状況13/13回
(100%)

重要な兼職の状況

橋本総業株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、当社の管理部門担当取締役として、財務体質の強化、リスクの削減及び収益力の向上に努め、これを実現してまいりました。今後も、豊富な実務経験を活かして当社グループの中長期的な事業基盤を確立させ、企業価値の向上に貢献するものと確信し、引き続き取締役候補者としていたしました。



■所有する当社の株式の数

48,738株

■取締役在任年数

8年

■当期における
取締役会への出席状況

13/13回
(100%)

3 田所 浩行

1961年10月11日生

再任

略歴ならびに当社における地位、担当

1984年 3月	当社入社	2008年 7月	当社常務取締役営業副本部長
1999年 4月	当社東京東支店営業第2部長	2014年 6月	当社取締役常務執行役員販売本部長
2000年 1月	当社中央支店長	2017年 6月	当社取締役常務執行役員
2005年 6月	当社取締役東京東ブロック長	2019年 4月	当社取締役専務執行役員
		2022年 6月	当社取締役執行役員（現任）

重要な兼職の状況

橋本総業株式会社取締役専務執行役員

取締役候補者とした理由

同氏は、当社の経営企画部門の取締役として、これまでの豊富な経験を通じて得た知識を活かし、業務基盤を確立してまいりました。今後も業界発展に向けた対外事業とのパイプを強化するとともに、当社グループの企業価値向上に貢献するものと確信し、引き続き取締役候補者といたしました。



■所有する当社の株式の数

21,296株

■取締役在任年数

10年

■当期における
取締役会への出席状況

13/13回
(100%)

4 佐山 秀一

1966年11月10日生

再任

略歴ならびに当社における地位、担当

1989年 3月	当社入社	2014年10月	当社上席執行役員商品本部長代行兼務
2005年10月	当社北海道支店長	2015年 4月	当社上席執行役員商品本部長
2008年10月	当社北日本副グループ長	2015年 6月	当社取締役常務執行役員
2011年 7月	当社執行役員北日本副グループ長	2022年 6月	当社取締役執行役員（現任）

重要な兼職の状況

橋本総業ファシリティーズ株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、橋本総業ファシリティーズ株式会社の社長として、長年の経験、実績と豊富な知見を活かし、サブコン、ゼネコン、ハウスメーカーとの関係強化に加え、グループ全体の海外事業の展開に努めてまいりました。今後も、当社グループの機動的な経営に貢献するものと確信し、引き続き取締役候補者といたしました。



5 佐々木 地平

1970年5月7日生

再任

略歴ならびに当社における地位、担当

1993年 4月	株式会社住友銀行入行	2016年 4月	当社執行役員財務部、経理部管掌
2010年12月	当社入社	2018年 4月	当社執行役員財務部、経理部、総務部管掌
2014年 4月	当社財務部長	2019年 6月	当社取締役執行役員
2015年 4月	当社会計グループ長、財務部長兼務	2021年 4月	当社取締役常務執行役員
		2022年 6月	当社取締役執行役員（現任）

重要な兼職の状況

橋本総業株式会社取締役常務執行役員

取締役候補者とした理由

同氏は、当社の管理部門の取締役として、財務、経理、総務部門を中心に、当社グループの企業価値の向上に努めてまいりました。今後も、専門的知見を活かし、グループ経営基盤を強化するとともに、中長期的な企業価値向上に貢献するものと確信し、引き続き取締役候補者いたしました。

■所有する当社の株式の数

6,231株

■取締役在任年数

6年

■当期における
取締役会への出席状況13/13回
(100%)

6 松永 和夫

1952年2月28日生

再任

略歴ならびに当社における地位、担当

1974年 4月	通商産業省（現：経済産業省）入省	2006年 7月	大臣官房長
2000年 6月	資源エネルギー庁石油部長	2008年 7月	経済産業省政策局長
2001年 1月	資源エネルギー庁資源・燃料部長	2010年 7月	経済産業省事務次官(2011年8月退官)
2002年 7月	原子力安全・保安院次長	2011年 8月	経済産業省顧問
2004年 6月	原子力安全・保安院長	2012年 6月	当社顧問
2005年 9月	大臣官房総括審議官	2014年 6月	当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

一般財団法人高度技術社会推進協会会長
特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、長年に亘り経済産業省において要職を歴任され、資源エネルギーや産業政策等の分野で培った広範な見識に基づき当社グループの経営に対する有効な助言を期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

■所有する当社の株式の数

14,665株

■社外取締役在任年数

11年

■当期における
取締役会への出席状況13/13回
(100%)



■所有する当社の株式の数

13,785株

■社外取締役在任年数

10年

■当期における
取締役会への出席状況

13/13回
(100%)

7 相京 重信

1949年10月1日生

再任

独立

略歴ならびに当社における地位、担当

1972年 4月 株式会社住友銀行入行
1999年 6月 同行執行役員人事部長
2001年 4月 株式会社三井住友銀行執行役員
法人統括部長
2003年 6月 同行常務執行役員本店第一営業本部長
2005年 6月 同行常務取締役兼常務執行役員
2006年 4月 同行取締役兼専務執行役員
株式会社三井住友フィナンシャルグループ
専務執行役員

2007年 4月 株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執
行役員法人部門統括責任役員
2010年 4月 日興コーディアル証券株式会社
代表取締役会長
2011年 4月 SMBC日興証券株式会社代表取締役会長
2015年 4月 同社顧問
2015年 6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

ニチコン株式会社社外取締役
スターツコーポレーション株式会社社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、長年に亘り金融機関の経営に携わりその経歴を通じて培った金融及び経営の幅広い見識に基づき、当社グループの経営に対する有効な助言を期待し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。



■所有する当社の株式の数

4,825株

■社外取締役在任年数

6年

■当期における
取締役会への出席状況

13/13回
(100%)

8 吉田 友佳

1976年4月1日生

再任

独立

(戸籍上の氏名 金子 友佳)

略歴ならびに当社における地位、担当

1994年 4月 プロテニスプレーヤー登録
1998年 ～ 2001年 フェドカップ日本代表
1998年 全米ダブルスベスト8
2003年 全日本テニス選手権 シングルス・ダブル
ルス優勝

2013年 ～ 2015年 フェドカップ日本代表監督
2010年 2月 選手育成チームTeamYUKA代表（現任）
2019年 6月 公益財団法人日本テニス協会理事（現
任）
2019年 6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社クローバー代表取締役
公益財団法人日本テニス協会理事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、長年に亘りプロ選手及びコーチとして日本のテニス界に関わり、現在は公益財団法人日本テニス協会理事を務めております。そのスポーツを通じて培った指導力、コミュニケーション能力、組織運営力を当社の経営にも活かし、また女性の活躍推進に関する有効な助言をしてくれるものと期待し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。



9

みやがわ まさお
宮川 眞喜雄

1951年1月6日生

再任

独立

略歴ならびに当社における地位、担当

1976年 4月	運輸省入省	2020年 1月	内閣官房国家安全保障参与
1979年 4月	外務省へ移籍	2020年 6月	当社社外取締役（現任）
2012年 6月	外務省中東アフリカ局長	2023年 6月	株式会社住友倉庫社外監査役（現任）
2014年 3月	特命全権大使マレーシア国駐劄		

重要な兼職の状況

株式会社住友倉庫社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、長年に亘り外務省において要職を歴任され、外交政策や国家安全保障等の分野で培った広範な見識に基づき当社グループの経営に対する有効な助言を期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

■所有する当社の株式の数

4,125株

■社外取締役在任年数

5年

■当期における
取締役会への出席状況13/13回
(100%)

10

みやうち ゆたか
宮内 豊

1958年5月27日生

再任

独立

略歴ならびに当社における地位、担当

1981年 4月	大蔵省（現：財務省）入省	2013年 7月	関税局長
1987年 7月	灘税務署長	2016年 1月	内閣官房TPP政府対策本部 国内調整総括官
2002年 7月	主計局主計官	2021年 6月	当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

一般財団法人日本不動産研究所理事長
株式会社栃木銀行社外監査役
太陽有限責任監査法人経営評議会委員
双日株式会社顧問

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、長年に亘り財務省において要職を歴任され、財政や関税の分野で培った広範な見識に基づき当社グループの経営に対する有効な助言を期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

■所有する当社の株式の数

2,531株

■社外取締役在任年数

4年

■当期における
取締役会への出席状況13/13回
(100%)



■所有する当社の株式の数

445株

■社外取締役在任年数

1年

■当期における
取締役会への出席状況

10/10回
(100%)



■所有する当社の株式の数

一株

■社外取締役在任年数

一年

■当期における
取締役会への出席状況

一回

11 齋藤 広志

1951年7月13日生

再任

独立

略歴ならびに当社における地位、担当

1974年 4月	三菱信託銀行株式会社入社	2011年 6月	株式会社三菱UFJトラスト投資工学研究所社長
2002年 6月	同行執行役員投資企画部長	2012年 6月	丸全昭和運輸株式会社社外監査役
2006年 6月	三菱UFJ信託銀行株式会社常務取締役 (リスク管理)	2015年 6月	東京応化工業株式会社社外監査役
2007年 6月	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ専務取締役 (財務企画)	2024年 6月	当社社外取締役 (現任)
	株式会社三菱東京UFJ銀行社外取締役		

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、長年に亘り金融機関の経営に携わりその経歴を通じて培った金融及び経営の幅広い見識に基づき、当社グループの経営に対する有効な助言を期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。

12 芳賀 日登美

1951年12月29日生

新任

独立

略歴ならびに当社における地位、担当

2006年 6月	マンパワーグループ株式会社（本社工）入社 広報最高責任者	2014年 5月	経済同友会幹事
2008年 9月	同社専務執行役員キャリアサポート本部本部長	2014年 5月	公益財団法人21世紀職業財団女性部長のためのNext Step Forum講師（現任）
2011年 7月	Strategic Communication Research Institute株式会社代表取締役社長（現任）	2014年10月	一般社団法人リーダーシップ・コミュニケーション協会代表理事（現任）
2013年 4月	筑波大学大学院客員教授	2016年 2月	UN WOMEN JAPAN（特定非営利活動法人国連ウィメン日本協会）理事（現任）

重要な兼職の状況

Strategic Communication Research Institute株式会社代表取締役社長
一般社団法人リーダーシップ・コミュニケーション協会代表理事
UN WOMEN JAPAN（特定非営利活動法人国連ウィメン日本協会）理事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、外資系企業の経営に携わると共に、長年に亘り、リーダーシップとコミュニケーションコンサルタントとして、特に企業の女性管理職・リーダーの育成を支援する活動を行い、実績を上げてきました。そのコンサルティング業務を通じて培った指導力、コミュニケーション能力を当社の経営にも活かし、また女性活躍推進に関する有効な助言をしてくれるものと期待し、新たに社外取締役候補者となりました。

(注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2.松永和夫氏、相京重信氏、吉田友佳氏、宮川眞喜雄氏、宮内豊氏、斎藤広志氏および芳賀日登美氏は、社外取締役候補者であります。

3.当社は取締役（業務執行取締役等を除く。）との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限定契約を締結できます。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1,000万円以上で、予め定めた金額または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。松永和夫氏、相京重信氏、吉田友佳氏、宮川眞喜雄氏、宮内豊氏、斎藤広志氏とは、上記契約を締結しており、再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、芳賀日登美氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

4.当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担する、被保険者の職務執行に関する責任、または当該責任追及に係る請求を受けることによって生じる損害を当該契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該契約の被保険者となります。また、当該契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

5.当社は、相京重信氏、吉田友佳氏、宮川眞喜雄氏、宮内豊氏および斎藤広志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。また、芳賀日登美氏の選任が承認された場合には、同様に独立役員として届け出る予定です。

6.田所浩行氏は過去に当社の取締役として11年在任しており、これと合わせた通算の在任年数は19年となります。

7.当社は2022年6月より、執行役員の役付を廃止しております。

ご参考：取締役候補者が有する主な知識・経験・能力

候補者 番 号	氏 名	取締役が有する知識・経験・能力							
		経営	卸売業 基幹機能	長期への仕込み			経営基盤強化		
		企業経営・ 経営戦略	マーケ ティング・ 営業	環境	イノベーション (新規事業・ アライアンス)	グローバル ビジネス	法務・ コンプライ アンス	財務・会計	人事・ ダイバーシティ
1	橋本 政昭	●	●		●	●			
2	阪田 貞一	●			●			●	
3	田所 浩行	●	●						
4	佐山 秀一	●	●	●	●	●			
5	佐々木 地平	●					●	●	
6	松永 和夫	●		●	●				●
7	相京 重信	●						●	●
8	吉田 友佳	●							●
9	宮川 眞喜雄	●				●			●
10	宮内 豊	●					●	●	
11	斎藤 広志	●					●	●	
12	芳賀 日登美	●	●			●			●

※上記一覧表は、各候補者の有する全ての知識・経験・能力を表すものではありません。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役4名のうち中村中氏が、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



なかむら なか
中村 中

1950年6月20日生

再任

略歴ならびに当社における地位

1974年 4月 株式会社三菱銀行入行
2001年10月 株式会社ユニックラボ（現 株式会社フ
ァインビット）代表取締役就任

2005年 6月 当社社外監査役
2024年 6月 当社社外監査役（常勤）（現任）
2024年 6月 橋本総業株式会社監査役（常勤）（現
任）
2024年 6月 株式会社ファインビット顧問（現任）

■所有する当社の株式の数

12,997株

■監査役在任年数

20年

■取締役会への出席回数

13/13回

■監査役会への出席回数

12/12回

重要な兼職の状況

橋本総業株式会社監査役
株式会社ファインビット顧問

社外監査役候補者とした理由

同氏は28年に亘り銀行業に従事し、金融機関の業務企画・商品企画並びに企業分析などに携わってきた経験があります。当社社外監査役として経営全般の監査をお願いするとともに、過去の経験を活かした当社及び子会社の経営に有効な助言を期待し、社外監査役として引き続き経営の監督をお願いするものであります。

- (注) 1. 中村中氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中村中氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、中村中氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担する、被保険者の職務執行に関し責任、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を当該契約によって填補することとしております。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 経営の基本方針

当社は、「設備商品の流通とサービスを通じて、快適な暮らしを実現する」というミッションのもと、当社に関心を持って頂けるすべてのステークホルダーのみなさまの期待に応え、事業を通じて社会に貢献することを目指しております。

ミッションー設備商品の「流通」と「サービス」を通じて、快適な暮らしを実現する

ビジョンー「3つのベストの追求」で、7つのステークホルダーのみなさまに貢献する

< 3つのベストの追求 >

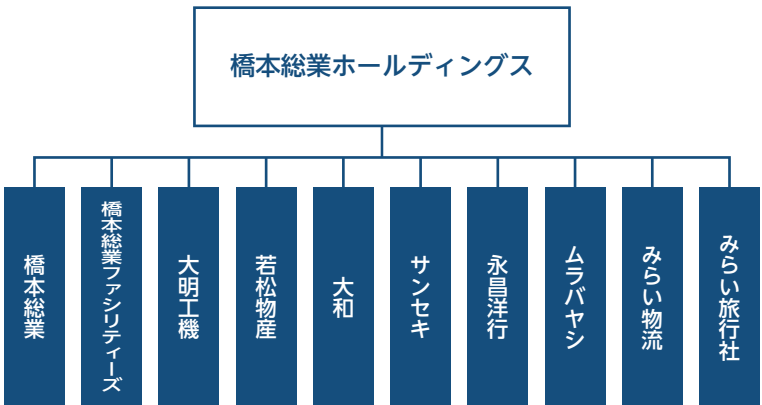
- ① **設備のベストコーディネーター**
 - ー 施主様、工事業者様にベストな設備をご提案
- ② **流通としてベストパートナー**
 - ー 得意先様、仕入先様、当社で3位1体のベストなしくみの構築
- ③ **会社としてベストカンパニー**
 - ー 株主様、社員、社会からベストと言われる会社作り

(2) 連結子会社

当社は

- ・ 橋本総業株式会社
- ・ 橋本総業ファシリティーズ株式会社
- ・ 大明工機株式会社
- ・ 若松物産株式会社
- ・ 株式会社大和
- ・ サンセキ株式会社
- ・ 株式会社永昌洋行
- ・ 株式会社ムラバヤシ
- ・ みらい物流株式会社
- ・ 株式会社みらい旅行社

のグループ化を通じて
さらなる成長、進化を目指します。



(3) 中期の取組み

1. 3つのフルの追求－成長への取組み		
①フルカバー	どこでも	県別営業体制で全国需要に対応 ハブ+サテライト整備
②フルライン	何でも	お客様が望む商品を ワンストップで対応
③フル機能	どんなことでも	基本7機能、工程9機能、 ソリューション9機能の充実
2. みらい会活動－業界最大最良のネットワークへの取組み		
①みらい会	みんなの会に	4位1体で県別（支店別）に展開
②みらい市	みんなの市に	会員相互の販促の場に
③みらいサービス	みんなのサービスに	各種サービスを別会社化で展開
3. 進化活動－生産性向上への取組み		
①しくみ作り	みらいプラン	商流（一貫化）、物流（共同化） 情報（共有化）
②ひと作り	みらいアカデミー	業界のプロの人材育成 （リアル+オンデマンド研修）
③しかけ作り	会社の質の向上	デジタル化、ITの活用、 5S、見える化、チーム活動
4. みらい活動（HSDGCG活動）		
H ヘルス	ホワイト500	健康企業、医療 スポーツ（テニス、ゴルフ）
S ソサエティ	スタンダード市場	社会貢献（業界、BLR） 産学連携、市場選択
D デジタル	DXカンパニー	社内DX、取引先との連携、 業界プラットフォーム
G グリーン	グリーンカンパニー	エネルギー活用、水、ゴミ
C 快適	快適生活創造企業	生活、企業、社会
G グローバル	タイ	HATタイ、積算センター、 設計センター

|| みらい活動 (HSDGCG活動)

Health (ホワイト500)	ホワイト500 	テニス 	ゴルフ 
Society (スタンダード市場)	地域貢献 	産学連携 	業界貢献 
Digital (DXカンパニー)	OPS 	HOPE 	みらいクラウド 
Green (グリーンカンパニー)	エネルギー活用 	水の有効活用 	ゴミ削減 
Comfort (快適生活創造企業)	生活 	企業 	社会 
Global (グローバル)	HATタイ 	積算センター 	設計センター 

(4) 対処すべき課題

激動を続ける国際政治、地球環境の変動と待ったなしのエネルギー革命、為替市場や政策・制度改正に揺れ動く経済・業界など、当社を取り囲む変化は激しさを増す一途にあります。一方で、AI・DXに代表される21世紀の産業革命は、新たな企業、業界、社会、そして働き方の創造を求めています。

当社は、「7つのみらい」をチャンスととらえ、具体的テーマ（商材）に取り組んでまいります。



<7つのみらい>

分野	キーワード
①社会変化への対応	技術革新とDX、法制度の変化と対応、グローバル経済の変化と対応
②環境・エネルギー	省エネ、蓄エネ、創エネ（再生エネルギー）
③リフォーム需要	ストック活用、空き家問題、中古住宅市場
④健康・快適（GX）	高齢化対応、社会保障、健康寿命（食事、運動、医療）
⑤安心・安全	国土強靱化、公共投資、防災、緊急時対応
⑥地域活性化	インバウンド、グローバル化、産官学が総力で、防災、復興、観光立国
⑦DX デジタル化	ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、AI活用

(5) 部門別の状況

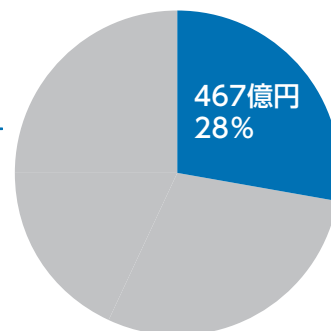
管材類



事業別概要

住宅分野は前年並みで推移しましたが、非住宅分野では設備投資の需要が減少いたしました。管材類は樹脂管材類の需要が増加し、全体としてやや増加いたしました。

当社といたしましては、**商品の即納体制への強化**を図るため、**在庫商材の拡充、物流機能の効率化、商材の拡大**に注力いたしました。



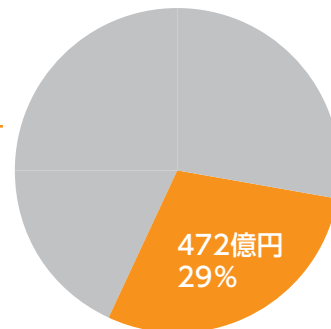
衛生陶器・金具類



事業別概要

持家の新築着工数は減少した一方で、リフォーム需要は増加いたしました。非住宅分野では新築・更新案件ともに減少しましたが、全体として高付加価値商品の需要が増加しました。

当社といたしましては、**商品の即納体制への強化**を図るため、**在庫商材の拡充、物流機能の活用、商材の拡大**に注力いたしました。



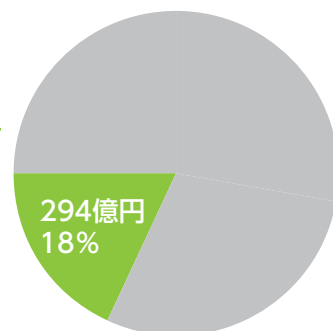
住宅設備機器類



事業別概要

ガス・石油給湯器の取替需要及び高付加価値商材の需要が増加しました。キッチン設備はリフォーム需要が減少しましたが、高価格帯商品は増加いたしました。

当社といたしましては、地域需要に合った**在庫商材拡充、即納体制の強化、ショールーム商談会**を実施し、**受注活動の強化**に注力いたしました。



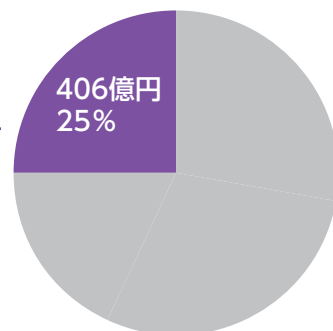
空調機器・ポンプ



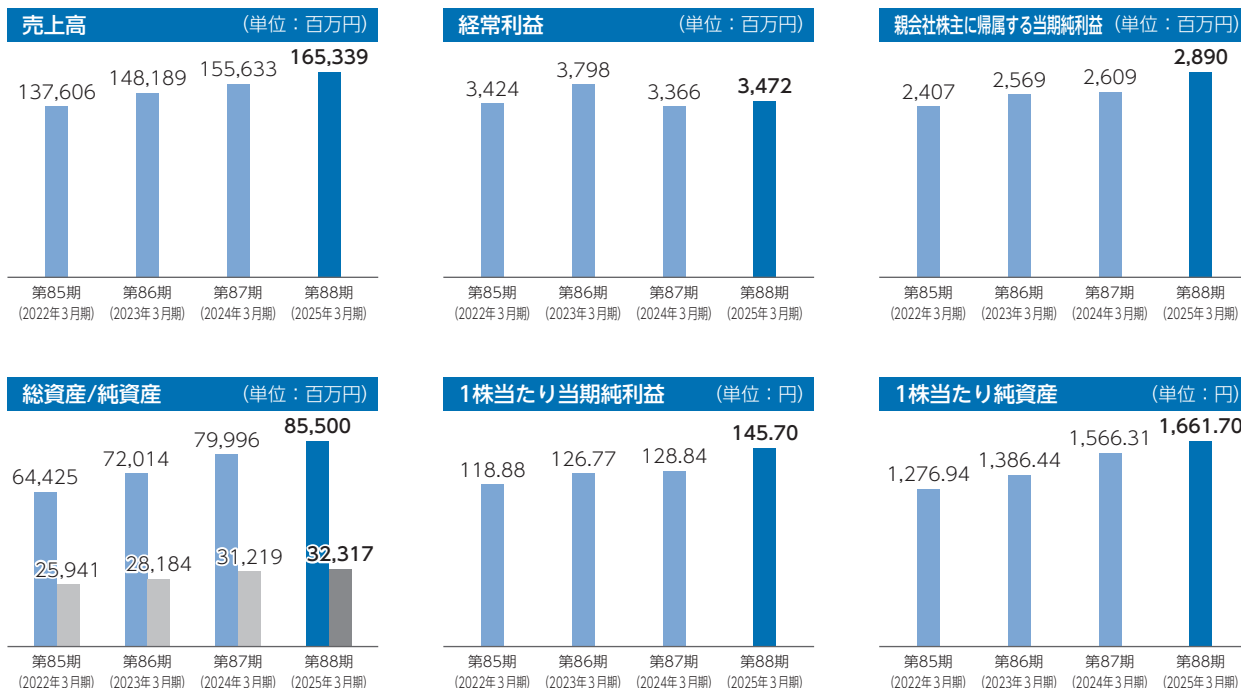
事業別概要

2025年4月より低GWP冷媒の使用義務化に伴い、空調機器の需要が増加いたしました。ポンプ類は産業用ポンプの需要が増加し堅調に推移しました。

当社といたしましては、**仕入先との情報共有を密にし、案件ごとの対応**に注力いたしました。



(6) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



		第85期 (2022年3月期)	第86期 (2023年3月期)	第87期 (2024年3月期)	第88期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高	(百万円)	137,606	148,189	155,633	165,339
経常利益	(百万円)	3,424	3,798	3,366	3,472
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,407	2,569	2,609	2,890
1株当たり当期純利益	(円)	118.88	126.77	128.84	145.70
総資産	(百万円)	64,425	72,014	79,996	85,500
純資産	(百万円)	25,941	28,184	31,219	32,317
1株当たり純資産	(円)	1,276.94	1,386.44	1,566.31	1,661.70

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 当社は、2022年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第85期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(7) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は8,237百万円であり、主なものは次のとおりであります。

設 備 名	内 容	所 在 地	投 資 額
橋本総業ホールディングス株式会社 賃 貸 用 マ ン シ ョ ン	土 地 ・ 建 物	東 京 都 墨 田 区	2,868百万円
橋本総業ホールディングス株式会社 賃 貸 用 マ ン シ ョ ン	土 地 ・ 建 物	愛 知 県 名 古 屋 市	1,297百万円
橋 本 総 業 株 式 会 社 販 売 シ ス テ ム	シ ス テ ム 構 築	東 京 都 中 央 区	233百万円

(8) 資金調達の状況

当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額70億円のコミットメントライン契約を主幹事の株式会社三井住友銀行と締結しております。

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
橋 本 総 業 株 式 会 社	101百万円	100%	管 工 機 材、住 宅 設 備 機 器 の 販 売
橋本総業ファシリティーズ株式会社	50百万円	100%	管 工 機 材、住 宅 設 備 機 器 の 販 売
大 明 工 機 株 式 会 社	30百万円	100%	工 業 用 バ ル ブ 及 び 機 器 の 販 売
若 松 物 産 株 式 会 社	10百万円	100%	空 調 設 備 の 販 売 及 び 施 工
株 式 会 社 大 和	78百万円	100%	配 管 資 材 等 の 販 売
サンセキ株式会社	30百万円	100%	住 宅 設 備 機 器 等 の 販 売 及 び 施 工
株 式 会 社 永 昌 洋 行	12百万円	100%	住 宅 設 備 機 器 の 販 売 及 び 施 工
株 式 会 社 ム ラ バ ヤ シ	25百万円	100%	管 工 機 材、空 調 機 器、自 動 制 御 機 器 の 販 売
みらい物流株式会社	30百万円	100%	商 品 管 理、配 送 請 負、輸 入 出 の 手 配
株式会社みらい旅行社	10百万円	100%	旅 行 業 務、保 険 代 理 業 務

(10) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

管工機材及び住宅設備機器の販売

(11) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

① 当社の本社

東京都中央区日本橋小伝馬町14番7号

② 主要な子会社の事業所

イ. 橋本総業株式会社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 中 央 区	千 葉 支 店	千 葉 県 白 井 市
東京配送センター	東 京 都 江 東 区	静 岡 支 店	静 岡 県 沼 津 市
北海道支店	北 海 道 札 幌 市	浜 松 支 店	静 岡 県 浜 松 市
道 東 支 店	北 海 道 帯 広 市	中 部 支 店	愛 知 県 名 古 屋 市
青 森 支 店	青 森 県 青 森 市	中部配送センター	愛 知 県 名 古 屋 市
北 東 北 支 店	岩 手 県 紫 波 郡	三 重 営 業 所	三 重 県 津 市
秋 田 支 店	秋 田 県 秋 田 市	岐 阜 支 店	岐 阜 県 羽 島 郡
東 北 支 店	宮 城 県 仙 台 市	滋 賀 営 業 所	滋 賀 県 東 近 江 市
山 形 支 店	山 形 県 山 形 市	新 潟 支 店	新 潟 県 新 潟 市
福 島 支 店	福 島 県 郡 山 市	北 陸 支 店	石 川 県 金 沢 市
埼 玉 支 店	埼 玉 県 久 喜 市	関 西 支 店	大 阪 府 大 阪 市
大 宮 営 業 所	埼 玉 県 さいたま市	神 戸 営 業 所	兵 庫 県 神 戸 市
栃 木 支 店	栃 木 県 宇 都 宮 市	京 都 営 業 所	京 都 府 久 世 郡
群 馬 支 店	群 馬 県 佐 波 郡	中 国 支 店	岡 山 県 岡 山 市
多 摩 支 店	東 京 都 立 川 市	山 陰 営 業 所	島 根 県 出 雲 市
山 梨 支 店	山 梨 県 中 巨 摩 郡	広 島 営 業 所	広 島 県 広 島 市
長 野 支 店	長 野 県 長 野 市	四 国 支 店	香 川 県 高 松 市
神 奈 川 支 店	神 奈 川 県 横 浜 市	松 山 営 業 所	愛 媛 県 松 山 市
相 模 原 支 店	神 奈 川 県 相 模 原 市	九 州 支 店	福 岡 県 福 岡 市
相模原配送センター	神 奈 川 県 相 模 原 市	熊 本 営 業 所	熊 本 県 熊 本 市
川 崎 支 店	神 奈 川 県 横 浜 市	南 九 州 営 業 所	鹿 児 島 県 鹿 児 島 市
茨 城 支 店	茨 城 県 土 浦 市	沖 縄 営 業 所	沖 縄 県 那 覇 市

ロ. 橋本総業ファシリティーズ株式会社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 中 央 区		

ハ. 大明工機株式会社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	埼 玉 県 川 口 市	横 浜 営 業 所	神 奈 川 県 横 浜 市
北海道営業所	北 海 道 苫 小 牧 市	富 士 営 業 所	静 岡 県 富 士 市
石 巻 営 業 所	宮 城 県 石 巻 市	名 古 屋 営 業 所	愛 知 県 名 古 屋 市
東 京 営 業 所	東 京 都 江 東 区	大 阪 営 業 所	大 阪 府 大 阪 市
埼 玉 営 業 所	埼 玉 県 川 口 市	広 島 営 業 所	広 島 県 大 竹 市
鹿 島 営 業 所	茨 城 県 神 栖 市	八 代 営 業 所	熊 本 県 八 代 市
千 葉 営 業 所	千 葉 県 市 原 市	日 南 営 業 所	宮 崎 県 日 南 市

二. 若松物産株式会社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	愛 知 県 名 古 屋 市	東 海 支 店	愛 知 県 東 海 市

ホ. 株式会社大和

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	大 阪 府 大 阪 市	配 送 セ ン タ ー	大 阪 府 大 阪 市

ヘ. サンセキ株式会社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	島 根 県 出 雲 市	松 江 営 業 所	島 根 県 松 江 市
出 雲 営 業 所	島 根 県 出 雲 市	鳥 取 営 業 所	鳥 取 県 鳥 取 市

ト. 株式会社永昌洋行

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	福 岡 県 福 岡 市	箱 崎 営 業 所	福 岡 県 福 岡 市

チ. 株式会社ムラバヤシ

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	青 森 県 青 森 市	十 和 田 出 張 所	青 森 県 十 和 田 市

リ. みらい物流株式会社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 江 東 区		

ヌ. 株式会社みらい旅行社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 中 央 区		

③ 子会社

名 称	本 社 所 在 地
橋 本 総 業 株 式 会 社	東 京 都 中 央 区
橋 本 総 業 フ ァ シ リ テ ィ ー ズ 株 式 会 社	東 京 都 中 央 区
大 明 工 機 株 式 会 社	埼 玉 県 川 口 市
若 松 物 産 株 式 会 社	愛 知 県 名 古 屋 市
株 式 会 社 大 和	大 阪 府 大 阪 市
サ ン セ キ 株 式 会 社	島 根 県 出 雲 市
株 式 会 社 永 昌 洋 行	福 岡 県 福 岡 市
株 式 会 社 ム ラ バ ヤ シ	青 森 県 青 森 市
み ら い 物 流 株 式 会 社	東 京 都 江 東 区
株 式 会 社 み ら い 旅 行 社	東 京 都 中 央 区

(12) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
938（202）名	35（32）名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

2025年3月31日現在、従業員はおりません。

(注) 当社は持株会社であり、管理・経理事務処理業務等に関しては橋本総業株式会社に委託しております。

(13) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	6,037百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,390百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,260百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,160百万円

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 70,000,000株
 ② 発行済株式の総数 21,293,052株
 ③ 株主数 10,471名
 ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 ハ ッ ト 企 画	4,586,576株	23.5%
橋 本 総 業 従 業 員 持 株 会	1,370,476	7.0
橋 本 総 業 取 引 先 持 株 会	1,283,534	6.5
橋 本 総 業 得 意 先 持 株 会	841,600	4.3
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社	684,700	3.5
橋 本 政 昭	561,928	2.8
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	544,500	2.7
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	459,800	2.3
株 式 会 社 ヨ コ ヤ マ	384,000	1.9
株 式 会 社 小 泉	325,000	1.6

(注) 1. 上記のほか、自己株式が1,778,383株ありますが、上記大株主より除いております。
 2. 持株比率は自己株式（1,778,383株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	6,097株	7名
社 外 取 締 役	870	6
監 査 役	652	4

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「(2)④取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。
 2. 上記は、退任した会社役員に対して交付された株式も含めて記載しております。

<ご参考>

(1) 政策保有に関する方針

営業上の取引関係の維持・強化に繋がるか、事業活動の円滑な推進等を通じて当社の中長期的な企業価値の向上に結びつくかを総合的に分析し、継続して保有する経済合理性が乏しいと判断した場合は、適宜、政策保有株の削減や売却を実施しております。

保有の適否については、定期的に、取締役会において、保有目的の整合性や保有に伴う便益、リスクが資本コストに見合っているかなどを個別具体的に精査して判断しております。

(2) 政策保有株式に係る議決権行使の基準

当社と投資先企業双方の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に適うか否かを基準に、投資先企業の株主総会議案の内容を精査し、議決権を行使することとしております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	橋 本 政 昭	橋本総業株式会社代表取締役会長
代表取締役副社長	阪 田 貞 一	グループ経営企画 橋本総業株式会社代表取締役社長
取締役執行役員	田 所 浩 行	グループ営業企画 橋本総業株式会社取締役専務執行役員
取締役執行役員	伊 藤 光 太 郎	SDGs推進（DX化）、IR、広報 橋本総業株式会社取締役専務執行役員
取締役執行役員	佐 山 秀 一	SDGs推進（グリーン化）、海外事業展開 橋本総業ファシリティーズ株式会社代表取締役社長
取締役執行役員	倉 本 順 一 郎	グループ仕入企画、SDGs推進（健康） 橋本総業株式会社取締役常務執行役員
取締役執行役員	佐々木 地 平	グループ財務経理、SDGs推進（社会） 橋本総業株式会社取締役常務執行役員
取締役（社外）	松 永 和 夫	三菱ふそうトラック・バス株式会社代表取締役会長 山梨大学客員教授
取締役（社外）	相 京 重 信	ニチコン株式会社社外取締役 スターツコーポレーション株式会社社外監査役
取締役（社外）	吉 田 友 佳	株式会社クローバー代表取締役 公益財団法人日本テニス協会理事
取締役（社外）	宮 川 眞 喜 雄	株式会社住友倉庫社外監査役
取締役（社外）	宮 内 豊	一般財団法人日本不動産研究所理事長 株式会社栃木銀行社外監査役 太陽有限責任監査法人経営評議員会委員 双日株式会社社顧問
取締役（社外）	斎 藤 広 志	－
常勤監査役（社外）	中 村 中	橋本総業株式会社監査役 株式会社ファインビット顧問
監 査 役	橋 本 和 夫	橋本総業株式会社監査役
監査役（社外）	井 上 篤 彦	－
監査役（社外）	佐 藤 茂	佐藤公認会計士事務所所長 一般社団法人日本リゾートクラブ協会監事 三井不動産プライベートリート投資法人監督役員 株式会社ニーズウェル社外監査役

- (注) 1. 監査役4名は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役中村 中氏は、28年に亘り銀行業に携わり、金融機関の業務企画・商品企画並びに企業分析などの経験があります。また、中小企業診断士の資格を有しております。
 - ・監査役橋本 和夫氏は、長年に亘り当社の財務部長を務め、決算業務に携わってきた経験があります。
 - ・監査役井上 篤彦氏は、42年に亘り銀行業に携わり、金融機関の法人営業・与信審査・管理・内部監査等の経験があります。
 - ・監査役佐藤 茂氏は、34年に亘り監査法人に勤務し、監査業務に携わってきた経験があります。また、公認会計士の資格を有しております。
2. 当社は、社外取締役相京 重信氏、吉田 友佳氏、宮川 眞喜雄氏、宮内 豊氏、斎藤 広志氏及び社外監査役佐藤 茂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役松永和夫氏、取締役相京重信氏、取締役吉田友佳氏、取締役宮川眞喜雄氏、取締役宮内 豊氏及び取締役斎藤広志氏につきましては1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額、監査役中村 中氏、監査役井上篤彦氏及び監査役佐藤 茂氏につきましては、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が負担することになる、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害が填補されることとなります。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a.基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、役員規程の定めに従い、月例の固定報酬とし、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

b.非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等として、譲渡制限付株式を付与する。

譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象役員が当社の取締役を退任する日までの期間とし、各取締役への具体的な支給時期及び配分については、株価、役位、取締役の貢献度及び職責等を総合的に勘案のうえ取締役会において決定するものとする。

c.金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、最も適切な支給割合となるよう決定するものとする。

d.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の評価配分とする。

株式報酬は、株式報酬規程の定めに従い、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	84百万円 (34)	74百万円 (33)	－ (－)	10百万円 (1)	14名 (7)
監査役 (うち社外監査役)	20 (20)	19 (19)	－ (－)	1百万円 (1)	5 (4)
合 計 (うち社外役員)	104 (54)	93 (52)	－ (－)	11百万円 (2)	19 (11)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
3. 取締役の金銭報酬の額は、1996年6月27日開催の第59回定時株主総会において年額300百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第83回定時株主総会において、株式報酬の額として年額300百万円以内（うち社外取締役は300百万円以内）、株式数の上限を年30千株以内（うち、社外取締役は3千株以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、13名（うち、社外取締役は6名）です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、1996年6月27日開催の第59回定時株主総会において年額300百万円以内と決議しております。また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第83回定時株主総会において株式報酬の額として年額300百万円以内、株式数の上限を年3千株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち、社外監査役は3名）です。
5. 取締役会は、代表取締役社長に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰し、各取締役の職務分掌や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

ハ. 社外役員が子会社から受けた報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が子会社から、役員として受けた報酬等の該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

- ・取締役松永和夫氏は、三菱ふそうトラック・バス株式会社代表取締役会長及び山梨大学客員教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役相京重信氏は、ニチコン株式会社社外取締役及びスターツコーポレーション株式会社社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役吉田友佳氏は、株式会社フローバー代表取締役及び公益財団法人日本テニス協会理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役宮川眞喜雄氏は、株式会社住友倉庫社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役宮内 豊氏は、一般財団法人日本不動産研究所理事長、株式会社栃木銀行社外監査役、太陽有限責任監査法人経営評議会委員、及び双日株式会社顧問であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役中村 中氏は、株式会社ファインビットの顧問であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役佐藤 茂氏は、佐藤公認会計士事務所所長、一般社団法人日本リゾートクラブ協会監事、三井不動産プライベートリート投資法人監督役員、株式会社ニーズウェル社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

< 取締役会出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 > (13回開催)

		主 な 活 動 内 容
取 締 役	松 永 和 夫	当事業年度に開催された取締役会全13回中13回出席いたしました。取締役会では積極的に意見を述べており、特に経済情勢について豊富な経験と高い知識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取 締 役	相 京 重 信	当事業年度に開催された取締役会全13回中13回出席いたしました。取締役会では積極的に意見を述べており、特に証券情勢や株価について豊富な経験と高い知識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取 締 役	吉 田 友 佳	当事業年度に開催された取締役会全13回中13回出席いたしました。取締役会では積極的に意見を述べており、特にスポーツ情勢や女性活躍推進について豊富な経験と高い知識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取 締 役	宮 川 眞 喜 雄	当事業年度に開催された取締役会全13回中13回出席いたしました。取締役会では積極的に意見を述べており、特に国際情勢について豊富な経験と高い知識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取 締 役	宮 内 豊	当事業年度に開催された取締役会全13回中13回出席いたしました。取締役会では積極的に意見を述べており、特に財政や関税について豊富な経験と高い知識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取 締 役	斎 藤 広 志	2024年6月27日就任以降に開催された取締役会全10回中10回出席いたしました。取締役会では積極的に意見を述べており、特に金融情勢について豊富な経験と高い知識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監 査 役	中 村 中	当事業年度に開催された取締役会全13回中13回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	井 上 篤 彦	当事業年度に開催された取締役会全13回中13回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	佐 藤 茂	2024年6月27日就任以降に開催された取締役会全10回中10回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

< 監査役会出席状況及び発言状況 > (12回開催)

		主 な 活 動 内 容
監 査 役	中 村 中	当事業年度に開催された監査役会全12回中12回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	井 上 篤 彦	当事業年度に開催された監査役会全12回中12回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	佐 藤 茂	2024年6月27日就任以降に開催された監査役会全10回中10回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

3 コーポレート・ガバナンスに対する取組み

(1) コーポレート・ガバナンスの基本方針

当社は、「設備商品の流通とサービスを通じて、快適な暮らしを実現する」という経営理念を掲げ、「株主様・施主様・工事業者様・得意先様・仕入先様・社会・社員」という7つのステークホルダーの皆様の期待にお応えできるよう、経営の健全性・透明性・効率性を確保し、コーポレート・ガバナンスの継続的強化に努めてまいります。

(2) コーポレート・ガバナンス体制

① 機関設計

当社は、監査役会制度を基礎として、独立役員を含む社外役員の選任により経営監督機能を強化しております。また、経営環境の変化に迅速に対応するため、監督機能（取締役）と業務執行機能（執行役員）の分離を行うことを目的とした執行役員制度を導入しております。

② 取締役会の役割・責務

取締役会は、全社基本方針の決定や高度な経営判断、業務執行の監督を行う機関と位置づけております。また、独立取締役を含む社外取締役を選任することにより、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築し、経営の健全性、透明性を確保しております。

③ 取締役会の構成

当社では定款において取締役の員数を20名以内と定めており、現在13名の取締役を選任し、うち6名が社外取締役という構成になっております。様々な経営環境の変化に的確かつ迅速に対応できるよう、知識・経験・能力のバランスを考慮し、多彩なバックグラウンドを有する人材を取締役に選任することで、取締役会の役割・責務を実務的に果たしております。

④ 社外取締役

当社では、社外取締役を6名選任し、そのうち5名が独立社外取締役という構成になっております。

当社では、業界の知見、経営に関する経験、専門的な能力などを考慮し、各分野で見識の高い人材を社外取締役に選定し、バランス、多様性に配慮しております。

⑤ 取締役会の実効性確保

各取締役に、取締役会資料の事前配布に努めることにより、各取締役が審議事項について事前に思考する時間を確保しております。また、取締役会当日においても討論、審議の時間を十分確保し、活発な討論を実現しております。

⑥ 関連当事者取引

当社と役員、または当社と役員が実質的に支配する法人との取引が、例外的に発生するような場合には、事前に取り締めにその内容を上程し、十分な審議のうえ、決議しております。

⑦ 役員に対するトレーニング方針

社内の役員に対しては、担当業務に関して自己研鑽に努められるように、様々な研修会に参加する機会を提供しております。また、取締役会の場においても、社外役員から専門分野に関する情報提供を受け、各業界の最新動向を学ぶ機会を提供しております。

(3) 役員選解任の方針及び手続き

① 役員選任の方針及び手続き

当社は、取締役及び監査役それぞれ職責を果たすために必要な能力があると認められる者を、候補者として選定しております。取締役及び監査役の候補者は取締役会にて決定し、その後株主総会の選任決議にかけられます。また、監査役につきましては、財務・会計に知見を有している者が1名以上選任されるように配慮し、その候補者選定においては事前に監査役会の同意を得ております。

② 役員解任の方針及び手続き

当社では、取締役及び監査役の解任に関しましては、選任の方針に沿った責務や役割を果たすことが困難と認められる場合に、取締役会にて発議することとしております。

③ 役員兼任に対する考え方

当社では、他の上場会社の役員を兼任する取締役および監査役の業務に支障がでないように、その兼任する社数が合理的な範囲内であることをチェックしております。

(4) 役員の報酬

役員の報酬額は、固定給（月額報酬）と譲渡制限付株式報酬で構成されております。固定給の額及び譲渡制限付株式の数は、ともに役員報酬枠の範囲内で役員規程の定めに従い決定しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、社内各部門に対する定期的監査を実施し、不正の発覚、防止と業務改善に努める。
- ロ. 管理本部長を委員長とし、弁護士など外部専門家を委員に加えた「コンプライアンス委員会」を設置し、取締役及び使用人が法令、企業倫理、社内規程の遵守の観点から適切な日常活動を取り続けるよう、当社グループ全体のコンプライアンスを統括する。
- ハ. コンプライアンスに関する相談窓口として社内・社外の窓口を備えた内部通報制度を設け、違法、不当と考えられる行為を発見した場合に直ちに相談できる体制を構築するとともに通報者に不利益が及ばないようにする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 業務の運営に対して、情報の保存、管理に関する社内規程を有しており、取締役の職務執行に関しても当該社内規程に基づいて処理を行う。
- ロ. 取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他取締役の職務の執行に係る重要な文書の保存については、文書管理規程に定める文書保存基準にて情報の保存、管理を行う体制としている。
- ハ. 各規程類は管理担当部門（総務部）が審査、保管する体制とし、必要に応じて改廃を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 損失の危険に関してはグループ各社で規程を定め適正な運用をする体制とする。特に業務、与信、資金の管理は以下のとおり行う体制とする。
 - (ア) 業務管理
 - ・ 監査部は業務執行部門とは独立した部門として、各社の業務遂行状況を定期的に監査し、結果を社長に報告するとともに改善を促進する体制を図る。
 - (イ) 与信管理
 - ・ 得意先の与信枠、取引条件はグループ各社でリスク度をチェックし、最終的には稟議書にて決定する。
 - ・ 売上債権管理は、社外情報も勘案し、グループ各社の社内ルールに基づいて日々の総債権の管理を行い、グループ各社で一元管理体制を図る。
 - (ウ) 資金管理
 - ・ 売掛金、買掛金管理はグループ各社で集中管理し、経理データと得意先、仕入先データの突合等を通じて正確な処理を行う。

- ・一定額以上の経費、投資が発生する案件は額に応じて役付取締役の決裁を受けることとする。
 - ・グループ各社にて会計的、税務的なチェックを行い、必要に応じて監査法人や税理士のチェックを受ける体制とする。
- . また、グループ各社において、日々の業務の中で新たに発見された重要なリスクについては、当社へ報告を行う体制とする。また、当社グループ全体のリスク管理も統括するコンプライアンス委員会が対応、協議し、その内容を必要に応じて取締役会に報告することで、グループ全社での対応策を共有する。
- ④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- イ. 取締役（社外取締役を除く）以上で構成される経営会議において、取締役会に上程する案件を審議する。
- . 取締役会は経営方針や経営戦略の決定を行う機関とする。更に取締役会の決定に基づき、グループ各社の営業責任者と管理責任者で構成される執行役員会議を月1回開催し、進捗状況を確認する。
- ハ. 具体的な業務執行の報告及び方針の伝達徹底手段として、グループ各社の部支店長以上で構成される営業会議を月1回開催する。
- ⑤ **当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- イ. グループ各社の代表者は、毎月開催される当社の取締役会において業務推進状況を確認するとともに重要事項に関して協議を行い情報の共有化及び職務執行の効率化を図る。
- . また、当社取締役会において、グループ各社の業務実績の報告及び計画の承認を行う。
- ハ. 当社の監査部は、定期的にグループ各社の監査を行う。
- ニ. 当社の総務部は「関係会社管理規程」に基づき、当社及びグループ各社の業務の円滑化及び管理の適正化を図り企業集団における業務全般にわたる内部統制システムの整備を行うよう指導・育成する。
- ⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- 監査役監査規程において監査業務の分担を定めることができ、また取締役に対して職務を補助すべき使用人を置くことを求められる体制とする。
- ⑦ **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- 監査役を補助すべき使用人を求められた場合、監査役の指示の実効性を確保すべく、取締役からの指揮命令を受けない。
- ⑧ **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制**
- イ. 監査役は監査役会規程に基づき、会計監査人、取締役又はその他の者から報告を受けることができる体制とする。
- . 監査役は監査役監査規程に基づき、取締役会その他重要な会議に出席し、各案件の報告を受け、また意見を述べるができる体制とする。
- ハ. 監査役に上記の報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な取扱いをしないこととする。
- ニ. 管理本部長と財務部長は監査役に対し、取締役会議事内容を説明の上、取締役会での討議を行う体制とする。
- ⑨ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- 当社は、監査役職務執行に必要な費用について請求があった場合、速やかに前払いまたは償還に応じる。
- ⑩ **その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- イ. 監査役全員は取締役会ほか重要な会議に常時出席し、取締役職務執行に対して厳格な監査を行い、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役にその説明を求めることとする。
- . 監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図ることとする。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制

当社及びグループ各社は、反社会的勢力に対して、一切の関わりをもたず毅然とした態度で臨み、不当、不正な要求には屈することなく応じないことを基本方針とする。

当社の総務部を反社会的勢力の対応部署とし、社団法人警視庁特殊暴力防止対策連合会（特防連）へ加入し、講習会をはじめ情報交換会等で情報を収集し、平素から所轄の警察署、暴力追放運動推進センター及び弁護士等と連携を密にして迅速かつ的確な行動がとれる体制とする。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社は、コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに抵触する事態の報告と対策にて内部統制活動の強化に努めており、不祥事等の発生防止の観点から内部通報制度を設け、全役職員に周知させ、早期の問題解決を図っております。
- ② 当社は、取締役会規則に基づき、原則として月1回の定時取締役会を開催しており、当事業年度においては、定時取締役会を12回、臨時取締役会を1回開催しました。定時取締役会では、月次決算報告及び決議の執行に関する事項や業務執行の状況報告がなされ、互いに職務の執行を監督し合いつつ意見助言を交えて、事業活動の活性化を図っております。
- ③ 当社は、監査役会規則に基づき、原則として月1回の監査役会を開催しており、当事業年度においては、監査役会を12回開催しました。監査役会は、監査計画に則り進捗状況を共有し、重要事項の報告については、協議又は決議を行い相互の情報交換に努めております。また、効率的な監査を実施するため、適宜、内部監査部門及び外部監査人と協議又は情報交換を行うほか、取締役及び使用人から、子会社の管理状況について報告を受けております。
- ④ 当社独立役員より、会社の慣習や暗黙の了解にとらわれない観点で、経営計画の合理性やリスク管理体制（与信、システム、コンプライアンス等）の在り方について報告を受け事業活動の活性化を図っております。
- ⑤ 代表取締役より指名を受けた内部監査担当者は、定期的な内部監査を実施し、監査結果を速やかに代表取締役に報告するとともに、後日、改善状況の確認を行っております。また、内部監査担当者は監査役や外部監査人と定期的に協議又は情報交換を行い、社内各部門の業務遂行状況に関する不備や課題及びその改善状況に関して情報の共有化を図っております。
- ⑥ グループ各社において、1事業所あたり50名以上の従業員がいる事業所を中心に、原則として月1回の安全衛生委員会を開催しており、従業員の労働災害の防止と健康管理の増進、職場環境改善などを協議し、従業員の安全と衛生の向上に努めております。

4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。今後も中長期的な視点にたって、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当につきましては、1株当たり24円とさせていただきます。すでに2024年12月10日に実施済みの中間配当金1株当たり24円とあわせまして、年間配当金は1株当たり48円となります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第88期 2025年3月31日現在
資産の部	
流動資産	48,674
現金及び預金	4,810
受取手形及び売掛金	25,566
電子記録債権	4,704
有価証券	301
商品	9,451
未成工事支出金	406
未収還付法人税等	0
その他	3,483
貸倒引当金	△48
固定資産	36,825
有形固定資産	18,475
建物及び構築物	6,492
機械装置及び運搬具	47
土地	11,498
建設仮勘定	86
その他	349
無形固定資産	1,165
のれん	15
その他	1,149
投資その他の資産	17,185
投資有価証券	9,575
長期貸付金	393
保険積立金	4,727
敷金及び保証金	1,041
退職給付に係る資産	763
繰延税金資産	158
その他	618
貸倒引当金	△92
資産合計	85,500

科目	第88期 2025年3月31日現在
負債の部	
流動負債	44,115
支払手形及び買掛金	17,011
電子記録債務	13,779
短期借入金	8,670
一年内返済予定の長期借入金	1,619
未払法人税等	710
未成工事受入金	254
預り金	112
賞与引当金	613
その他	1,345
固定負債	9,067
長期借入金	4,732
繰延税金負債	2,837
再評価に係る繰延税金負債	325
役員退職慰労引当金	75
退職給付に係る負債	190
預り保証金	646
その他	258
負債合計	53,182
純資産の部	
株主資本	28,621
資本金	542
資本剰余金	497
利益剰余金	29,195
自己株式	△1,613
その他の包括利益累計額	3,651
その他有価証券評価差額金	2,973
土地再評価差額金	465
退職給付に係る調整累計額	212
新株予約権	44
純資産合計	32,317
負債純資産合計	85,500

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第88期 2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで
売上高	165,339
売上原価	147,896
売上総利益	17,443
販売費及び一般管理費	14,999
営業利益	2,444
営業外収益	1,381
受取利息	22
受取配当金	310
仕入割引	890
その他	158
営業外費用	353
支払利息	141
手形売却損	37
営業外手数料	61
賃貸費用	24
貸倒引当金繰入額	68
その他	19
経常利益	3,472
特別利益	748
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	748
特別損失	146
固定資産除却損	0
固定資産売却損	0
投資有価証券評価損	19
ゴルフ会員権評価損	0
支払解決金	50
出資金評価損	70
その他	5
税金等調整前当期純利益	4,073
法人税、住民税及び事業税	1,319
法人税等調整額	△135
当期純利益	2,890
親会社株主に帰属する当期純利益	2,890

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第88期 2025年3月31日現在
資産の部	
流動資産	2,825
現金及び預金	180
有価証券	301
前払費用	225
短期貸付金	815
その他	1,331
貸倒引当金	△30
固定資産	28,712
有形固定資産	16,694
建物	5,737
構築物	54
車両運搬具	3
機械装置	37
器具備品	286
土地	10,490
建設仮勘定	85
無形固定資産	25
借地権	0
ソフトウェア	8
電話加入権	16
投資その他の資産	11,992
投資有価証券	6,743
関係会社株式	2,195
出資金	421
長期前払費用	51
保険積立金	2,494
敷金及び保証金	85
その他	2
貸倒引当金	△1
資産合計	31,538

科目	第88期 2025年3月31日現在
負債の部	
流動負債	7,970
短期借入金	6,000
1年内返済予定の長期借入金	1,611
未払金	289
未払費用	1
未払法人税等	31
前受収益	3
その他	34
固定負債	7,426
長期借入金	4,681
繰延税金負債	2,195
再評価に係る繰延税金負債	325
預り保証金	5
その他	217
負債合計	15,396
純資産の部	
株主資本	13,368
資本金	542
資本剰余金	497
資本準備金	434
その他資本剰余金	62
利益剰余金	13,942
利益準備金	75
その他利益剰余金	13,867
固定資産圧縮積立金	2,523
別途積立金	4,420
繰越利益剰余金	6,924
自己株式	△1,613
評価・換算差額等	2,728
その他有価証券評価差額金	2,262
土地再評価差額金	465
新株予約権	44
純資産合計	16,141
負債純資産合計	31,538

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第88期
	2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで
売上高	1,524
売上原価	582
売上総利益	941
販売費及び一般管理費	832
営業利益	108
営業外収益	231
受取利息	9
受取配当金	208
その他	14
営業外費用	151
支払利息	53
営業外手数料	53
投資事業組合運用損	12
貸倒引当金繰入額	30
その他	1
経常利益	189
特別利益	748
投資有価証券売却益	748
特別損失	90
固定資産除却損	0
投資有価証券評価損	19
出資金評価損	70
税引前当期純利益	847
法人税、住民税及び事業税	62
法人税等調整額	24
当期純利益	760

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

橋本総業ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	細 矢 聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木 村 純 一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、橋本総業ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、橋本総業ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

橋本総業ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	細 矢 聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木 村 純 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、橋本総業ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第88期事業年度における取締役の職務の執行に関し、各監査役の報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からの職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社グループにおいて業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備された体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

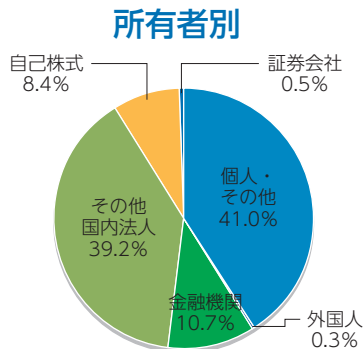
2025年5月29日

橋本総業ホールディングス株式会社 監査役会

議長	常勤監査役	中 村	中
	監 査 役	橋 本	和 夫
	監 査 役	井 上	篤 彦
	監 査 役	佐 藤	茂

(注) 監査役中村 中、井上 篤彦、佐藤 茂は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株式の状況（2025年3月31日現在）



株主メモ

【株式に関するお問い合わせ先】

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話：（通話料無料）0120-782-031

証券会社の口座をご利用の場合は、三井住友信託銀行株式会社ではお手続きができませんので、お取引の証券会社へご照会ください。

証券会社の口座のご利用がない株主様は、上記のフリーダイヤルまでご連絡ください。

株主総会に関するお問い合わせ先

橋本総業ホールディングス株式会社

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町14番7号

電話：03-3665-9000（代表）

●オフィシャルURL

<https://www.hat-hd.co.jp>

■橋本総業ホールディングス(株)連結子会社

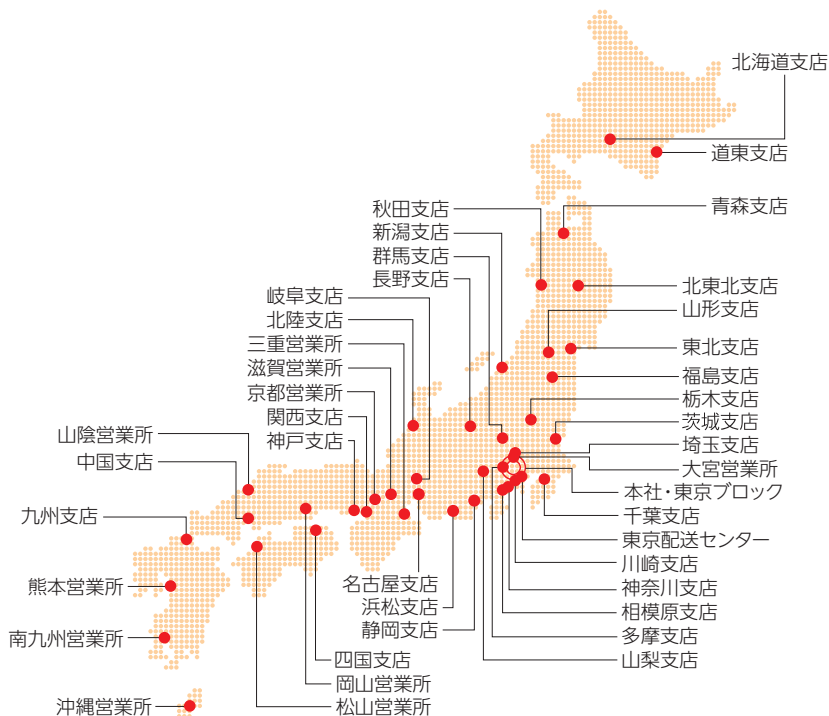
(2025年4月現在)

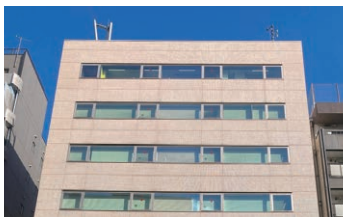


橋本総業株式会社

所在地
東京都中央区

事業内容
管工機材、住宅設備機器の販売





橋本総業ファシリティーズ株式会社

所在地
東京都中央区

事業内容
管工機材、住設機器の販売、設計、施工



大明工機株式会社

所在地
埼玉県川口市

事業内容
各種プラント機器、装置の販売



若松物産株式会社

所在地
愛知県名古屋

事業内容
名古屋地区の空調機、ボイラー等の販売



株式会社大和

所在地
大阪府大阪市

事業内容
関西地区の配管資材住設総合商社



サンセキ株式会社

所在地
島根県出雲市

事業内容
島根地区の住宅設備機器の販売、施工



株式会社永昌洋行

所在地
福岡県福岡市

事業内容
福岡地区の住宅設備機器の販売、施工



株式会社ムラバヤシ

所在地
青森県青森市

事業内容
青森地区の管工機材、空調機器の販売、施工



みらい物流株式会社

所在地
東京都江東区

事業内容
商品の管理、配送請負



株式会社みらい旅行社

所在地
東京都中央区

事業内容
旅行業、物販、保険業

株主総会会場ご案内図

会場

日本工業倶楽部会館 4階 第4会議室

東京都千代田区丸の内一丁目4番6号 TEL (03) 3281-1711



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

交通

J R  東京駅 | 丸の内北口より徒歩3分

地下鉄 | **B** 大手町駅 | B1 出口より徒歩2分